

令和5年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第21号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和5年3月31日に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の延長（附則第8条関係）

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する。

イ 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置（附則第10条の2関係）

新築された日から20年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する一定の要件を満たすものをいう。）のうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に一定の修繕又は模様替えを含む大規模な工事が行われたもの（以下「特定マンション」という。）に係る区分所有の家屋について、当該工事が完了した日の属する年の翌年度分に限り、固定資産税額の3分の1に相当する額を減額する。

ウ 特定マンションの区分所有の家屋に係る固定資産税の減額の申告（附則第10条の3関係）

特定マンションの区分所有の家屋について、当該区分所有の家屋の所有者が固定資産税の減額措置を受ける場合の申告の手続について定める。

エ 軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び環境性能割の税率の特例措置の廃止（附則第15条の2及び附則第15条の6関係）

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した3輪以上の自家用軽自動車であって乗用のものに係る軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び環境性能割の税率を100分の1とする特例措置を廃止する。

オ 軽自動車税の種別割の税率の特例の延長（附則第16条関係）

初回車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を概ね50%又は75%軽減する特例の適用期限については3年、概ね25%軽減する特例の適用期限については2年延長する。

カ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の延長（附則第17条の2関係）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長する。

キ その他規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第2条）

ア 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改定する。（第19条関係）

区分	現行	改正後
5割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務

	者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>285,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
2 割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>52万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>535,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

ア 固定資産税に関する経過措置

(ア) (イ)に定めるものを除き、改正後の松伏町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(イ) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が取得をした同条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

イ 軽自動車税に関する経過措置

(ア) 2(1)エは、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の松伏町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(イ) 2(1)オは、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

ウ 国民健康保険税に関する経過措置

2 (2) は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度松伏町一般会計補正予算（第2号））

1 趣旨

低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に伴い、緊急に令和5年度松伏町一般会計予算を補正する必要が生じ、令和5年4月20日に令和5年度松伏町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 補正前予算額	8, 845, 095千円
(2) 補正予算額	26, 000千円
(3) 合計	8, 871, 095千円

議案第23号

松伏町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化し、並びに特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の税率を定め、及び軽自動車税の環境性能割等の賦課徴収の特例を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（第36条の3の2関係）

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告書に記載した事項と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする。

- (2) 特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の税率（第82条関係）

軽自動車等に対して課する種別割の税率について、原動機付自転車のうち3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものの区分から特定小型原動機付自転車を除くことにより、特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の税率を1台につき2,000円とする。

- (3) 軽自動車税の環境性能割等の賦課徴収の特例の見直し（附則第15条の2及び第16条の2関係）

自動車メーカーの不正行為に起因し軽自動車税の環境性能割等の納付不足額が発生した場合における当該自動車メーカーが納付すべき軽自動車税の環境性能割等の額は、当該納付不足額に35%（現行：10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- (4) その他規定の整備

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和5年7月1日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 2(3)及び(4) 令和6年1月1日

イ 2(1) 令和7年1月1日

- (2) 町民税に関する経過措置

ア 2 (4) は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

イ 2 (1) は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与について提出する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した申告書については、なお従前の例による。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

ア 2 (2) 及び (3) は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

イ 2 (3) は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第24号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

防疫作業手当の特例を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 防疫作業手当の特例の見直し (附則第2項及び第3項関係)

現 行	改 正 後
<u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) である感染症をいう。次項において同じ。)) から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。手当の額は、1日につき、3,000円 (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円) とする。</u>	<u>特定新型インフルエンザ等 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの (規則で定めるものに限る。)) をいう。)) から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。手当の額は、1日につき、1,500円 (緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると町長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円) を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。</u>

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第25号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、誘導仕様基準の新

設による手数料を定め、及び低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査について、誘導仕様基準の新設による手数料を定める。
- (2) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の金額の欄における区分を建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料に合わせて見直す。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第26号

松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条）
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育の内容について指針を定める権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴う規定の整備（第25条関係）
- (2) 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条）
ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育の内容について指針を定める権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたことに伴う規定の整備（第15条及び第44条関係）
イ その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第27号

町道3号線道路改築工事（2工区）請負契約の変更契約の締結について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 町道3号線道路改築工事（2工区） |
| 2 | 施 工 箇 所 | 松伏町大字大川戸地内 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和5年12月28日 |
| 4 | 変更履行期限 | 従前のおり |
| 5 | 変更請負金額 | 79,151,320円 |
| 6 | 今回変更による増額 | 6,551,320円 |
| 7 | 請 負 業 者 | 埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉968番地1
株式会社鈴木建設
代表取締役 鈴木 庄衛 |

議案第28号

町道3号線道路改築工事（3工区）請負契約の変更契約の締結について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 町道3号線道路改築工事（3工区） |
| 2 | 施 工 箇 所 | 松伏町大字大川戸地内 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和5年9月29日 |
| 4 | 変更履行期限 | 従前のおり |
| 5 | 変更請負金額 | 85,243,400円 |
| 6 | 今回変更による増額 | 4,723,400円 |
| 7 | 請 負 業 者 | 埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目27番地1
清水建設株式会社
代表取締役 川名 正博 |

議案第29号

令和5年度松伏町一般会計補正予算（第3号）

- | | | |
|---|--------|-------------|
| 1 | 補正前予算額 | 8,871,095千円 |
| 2 | 補正予算額 | 169,011千円 |
| 3 | 合 計 | 9,040,106千円 |